最終更新日：2021年6月30日
株式会社プロネクサス
代表取締役社長　上野剛史
問合せ先：03-5777-3111
証券コード：7893
https://www.pronexus.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、顧客、株主、従業員、地域社会、資本市場関係者等のステークホルダーの立場を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、経営を効率化し、経営責任を適切・公正に遂行するため、絶えず実効性の面から経営管理体制の見直しと改善に努めております。
また、タイムリーかつ正確な経営情報の開示に努め、経営活動に対する監視・チェック機能の強化、透明性の向上、コンプライアンスおよびリスク管理の徹底を図ることでコーポレートガバナンスを充実させていくことが、経営上の最重要課題のひとつであると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則２－６】
当社は、企業年金制度として確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しており、社外の運用機関に全て一般勘定で運用を委託しております。当該運用にあたり、専門的な資質を持った担当者の計画的な登用・配置等の人事面・運用面における特段の取り組みは行っておりませんが、管理部門が運用状況やスチュワードシップ活動を定期的に確認するなど、適切に管理を行っております。

【補充原則４－１０－１】
当社は、任意の指名・報酬委員会等の独立した諮問委員会を設置しておりませんが、取締役の指名につきましては、年に1回実施する取締役会の実効性評価において、取締役に要求される資質や属性について議論を行っております。取締役の報酬につきましては、今後独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることができるよう、諮問委員会の設置も含め検討を進めてまいります。

【原則４－１１】
当社は、性別や国籍等にとらわれることなく、当社で定める指名方針に基づき、取締役候補者の指名を行っております。また、取締役および監査役については、企業経営や当社事業との関連性が高い財務会計、企業法務、金融行政等についての豊富な知識・経験を有するなど多様性に富んだメンバーとなっております。現時点で女性の取締役はおりませんが、ジェンダーや国際性の面での多様性確保についても検討を重ねてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４】
当社は、顧客および取引先等との安定的・長期的な取引関係の維持・強化の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に限り、株式の政策保有を行います。
また、政策保有株式に係る議決権行使については、当社の中長期的な企業価値向上に資するかという観点から、業績や取引関係等の基準を踏まえ、議案に対する賛否を判断するものとします。
なお、保有する政策保有株式については、定期的に取締役会へ報告し、個別の銘柄ごとに資本コスト等を踏まえた投資の妥当性や経済合理性の判断を行っております。その結果、保有の妥当性が認められない株式については縮減を進めてまいります。

【原則１－７】
当社は、役員等関連当事者との間で利益相反取引を行う場合には、当社「取締役会規程」に基づき、当該取引が当社および株主共同の利益を害する懸念がないことを確認したうえで、予め取締役会の承認を得ることとしております。また、取引実施後、当該取引に係る重要な事実を取締役会に報告します。

【原則３－１（1）】
当社は、社会的使命と使命実現のために当社が追求すべきことを、経営理念として定めます。

【経営理念】
＜MISSION＞
私たちプロネクサスグループは、情報コミュニケーションとドキュメンテーションを支えるプロフェッショナルとして社会・経済の永続的発展に貢献いたします。
＜VALUE＞
1．PROfessional【専門性】専門性でお客様の実務を支える
2．PROper【適正性】正確かつ適正なサービスを提供する
3．PROmpt【迅速性】お客様のニーズにいち早く応える
4．PROgress【革新性】革新的なサービスを創造する
5．PROsocial【社会性】社会と共生する視点をもつ
＜VISION＞
世界で類のない、専門性に特化したニッチトップ企業グループへ

また、上記経営理念に基づき、従業員一人ひとりがいかに行動すべきかを、以下2つの行動基準に定め、当社の取締役、監査役および従業員に周知徹底させるとともに、取締役会および執行役員会での報告等を通じて、実践状況の確認を行っております。
「PRONEXUS行動基準」・・・事業会社としてのビジネスにおける行動基準。
「社会・環境行動基準」・・・企業市民としての社会・環境面における行動基準。

【原則3－1（2）】
本報告書の「1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

【原則3－1（3）】
取締役の報酬等につきましては、各取締役の職責や役位に応じて支給する固定報酬と、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬で構成されております。なお、社外取締役につきましては、業務執行から独立した立場であることを鑑み、固定報酬のみとしております。詳細につきましては、本報告書の【取締役報酬関係】「報酬等の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。
監査役の報酬等の額は、常勤監査役と非常勤監査役の別、社内監査役と社外監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。なお、監査役につきましては、独立性の確保の観点から、固定報酬のみとしております。
また、当社では役員持株会を通じて、役員の自社株式購入を推進しております。これは、役員報酬が企業業績のみならず株価とも連動性を持つことにより、各役員が株主との思いを共有し、中長期的な企業価値向上への意識を高めることを目的としております。

【原則3－1（4）】
（1）取締役候補者の指名に係る方針と手続
取締役候補者の指名にあたっては、当社の幅広い業務分野に関し、十分な知識・経験・能力を有していることはもちろんのこと、経営判断能力にすぐれ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することが期待できる者を候補者として指名し、取締役会にて決定しております。また、年に1回実施する取締役会の実効性評価において、取締役に要求される資質や属性についての議論を行っております。
取締役の解任方針については、当該取締役につき法令違反・不当な業務執行等により、当社グループの企業価値を著しく毀損したり、職務執行に著しい支障が生じたりするなど、当社取締役に求める資質が認められなくなった場合には、取締役会で審議の上、役位の解職その他の処分または株主総会に対する解任議案の提出について、決定いたします。
（2）監査役候補者の指名に係る方針と手続
監査役候補者の指名にあたっては、取締役の職務の執行に対し、独立的な立場から適切に意見を述べることができ、監査役としてふさわしい人格、識見および倫理観を有している者を候補者として指名し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて決定しております。
また、社外役員候補者については、上記に加え、企業経営、財務会計、法律およびIT等の専門分野において高い見識や豊富な経験を有していること、客観的な立場から取締役の職務執行を監督するとともに、率直・活発で建設的な意見・提案により取締役会を活性化するための資質を備えていること、ならびに下記【原則4－9】に定める独立性判断基準を考慮しております。

【原則3－1（5）】
当社は、取締役および監査役候補者に係る個々の選解任理由については、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類等にて開示いたします。

【補充原則4－1－1】
取締役会は、法令で定められた専決事項および当社「取締役会規程」に定める事項の決定を行います。その他の主要な業務執行の決定については、当社「職務権限規程」において、その権限委譲の範囲を定めています。
また、当社は経営と執行の分離の観点から執行役員制度を導入しており、各執行役員は、当社「執行役員規程」、「組織規程」および「職務権限規程」に基づき、所管する各部門の業務を執行します。

【原則4－9】
当社は、社外取締役および社外監査役の選任にあたり、会社法や東京証券取引所の企業行動規範に定める独立性の基準に照らして一般株主と利益相反の生じるおそれがない者で、かつ、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった役割が期待できる者を候補者としております。

【補充原則4－11－1】
取締役会は、当社グループの事業に関する深い知見を備えるとともに、財務会計、リスク管理および法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた構成とし、その員数は10名以内とします。

【補充原則4－11－2】
取締役および監査役が当社グループ以外の会社の取締役、監査役、執行役または執行役員等を兼務する場合は、当社グループの事業等を理解する等、その責務を適切に果たすために必要となる時間を確保できる範囲に限るものとし、兼職の状況について定期的に取締役会へ報告します。

【補充原則4－11－3】
当社は、「プロネクサス　コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、取締役会の実効性の維持・向上のため、取締役会の分析・評価を定期的に実施し、その結果の概要を開示します。
2020年度におきましては、全ての取締役および監査役を対象に、取締役会の運営、構成員および審議事項に係る情報提供等に関する自己評価をアンケート形式で実施し、その集計結果に基づき、取締役会において議論いたしました。
その結果、当年度においては取締役会構成員の多様性や取締役会資料の内容充実に関する評価が改善され、総合的な評価としても引き続き高評価を維持したことなどから、取締役会として適切に機能しており、実効性は十分に確保されていることを確認いたしました。
今後も持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、より実効性の高い取締役会運営と、継続的な改善に取り組んでまいります。

【補充原則4－14－2】
当社は、取締役および監査役が、その役割や責務を果たすために必要なトレーニングおよび情報提供を適宜実施します。また、新任の社外取締役および社外監査役に対しては、当社の主要事業所や工場の見学および当社グループの事業・財務・組織等概況に関する説明会等を通じて、当社グループについての知識・理解を深めております。

【原則5－1】
当社は、株主との建設的な対話を通じて、当社の経営戦略等に対する理解を得ることを目指し、当社「ディスクロージャーポリシー」および「IRポリシー」に基づく適切な対応を行います。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
上野守生	7,268,880	25.31
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,511,377	5.26
上野誠子	1,410,780	4.91
プロネクサス社員持株会	1,113,490	3.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,065,100	3.71
上野吉生	796,000	2.77
上野剛史	733,720	2.56
峯戸松明子	729,600	2.54
岡田達也	563,200	1.96
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	463,500	1.61

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・「大株主の状況」については、2021年3月31日現在の状況を記載しております。
・「大株主の状況」に記載しておりませんが、当社は自己株式2,031,321株 (7.1%) を保有しております (2021年6月30日現在)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長妻貴嗣	他の会社の出身者								○			
清水謙	他の会社の出身者								○			
酒井一郎	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

長妻貴嗣	○	長妻貴嗣氏は、当社と営業上の取引関係がある三協フロンテア株式会社の代表取締役社長であります。	長妻貴嗣氏は、現在上場企業の代表取締役社長を務めており、企業経営における豊富な経験や見識を客観的立場から当社経営に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスの一層の充実が期待できることから、社外取締役として選任しております。 また、当社は三協フロンテア株式会社との間に営業上の取引関係がありますが、当該取引に係る受取額は、当社連結売上収益の0.1%未満であり、当社から同社への支払実績はないことから、当社の経営に影響を与える金額ではありません。よって、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として選任しております。
清水謙	○	清水謙氏は、当社と営業上の取引関係がある株式会社WDIの代表取締役社長であります。	清水謙氏は、現在上場企業の代表取締役社長を務めており、北米やアジア諸国など幅広い地域でのマネジメントに関する豊富な経験を有しております。そうした経営者としての経験とグローバルな視点から、当社経営に対し適切なご助言をいただくことで、グループガバナンスのさらなる強化が期待できることから、社外取締役として選任しております。 また、当社は株式会社WDIとの間に営業上の取引関係がありますが、当該取引に係る受取額は、当社連結売上収益の0.1%未満であり、当社から同社への支払実績はないことから、当社の経営に影響を与える金額ではありません。よって、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として選任しております。
酒井一郎	○	酒井一郎氏は、当社と営業上の取引関係がある酒井重工業株式会社の代表取締役社長であります。	酒井一郎氏は、現在創業から100年以上続くグローバルな建機メーカーにおいて代表取締役社長を務めており、長年にわたり経営全般に携わっております。そうした企業経営に係る豊富な知識と経験により培った中長期的かつ大局的な視点から、当社の企業価値およびサステナビリティ向上に資する適切なご助言をいただけることが期待できることから、社外取締役として選任しております。 また、当社は酒井重工業株式会社との間に営業上の取引関係がありますが、当該取引に係る受取額は、当社連結売上収益の0.1%未満であり、当社から同社への支払実績はないことから、当社の経営に影響を与える金額ではありません。よって、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と会計監査人および内部監査担当部門は、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しています。さらに、常勤監査役が内部監査部門との連携を通して、社内各部門からの十分な情報収集を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
須藤修	弁護士													
忍田卓也	弁護士										○			
津田良洋	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須藤修	○	―――	須藤修氏は、会社法をはじめとした企業法務全般に精通しており、弁護士としての専門的知識・経験等を活かし、当社の監査体制の強化が期待できることから、社外監査役として選任しております。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として選任しております。
忍田卓也		社外監査役の忍田卓也氏は、当社と営業上の取引関係がある西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士であります。	忍田卓也氏は、弁護士としての専門的な知識にもとづき、M&A等企業組織再編や国際取引全般に精通しており、当社の経営全般の監視に活かしていただくことが期待できることから、社外監査役として選任しております。 また、同氏は一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定、届け出はおこないません。
津田良洋	○	社外監査役の津田良洋氏は、当社と監査契約を締結している有限責任監査法人トーマツに過去勤務しておりました。	津田良洋氏は、当社事業との関連性が高い企業会計や金融商品取引法に精通しており、国際会計に関する幅広い知識と経験を有しております。その高い見識や豊富な国際経験にもとづき、当社の経営監視機能の強化が期待できることから、社外監査役として選任しております。 また、当社は有限責任監査法人トーマツとの間に取引関係がありますが、当該取引に係る支払額は、当社連結売上収益の0.2%未満であり、同監査法人から当社への支払実績はないことから、当社の経営に影響を与える金額ではありません。よって、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として選任しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	5名

その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役3名と社外監査役2名の計5名を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬に関しましては、定量評価の基準として売上収益、営業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益、ならびに経営指標として定めております営業利益率および親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）の年度ごとの達成状況にて評価しております。当該指標を評価の基準としている理由といたしましては、当社では企業価値の持続的な向上を図るためには収益力および資本効率の向上が重要と考えており、それらを当社の重視すべき経営指標として定めていることによるものです。一方、定性評価の基準となります各取締役の経営への貢献度につきましては、期首に各取締役が設定した重点施策に対し、その達成状況を短期･中長期それぞれの視点から総合的に評価しております。なお、社外取締役につきましては、業務執行から独立した立場であることを鑑み、固定報酬のみとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は取締役、監査役、社外役員の区分でそれぞれの報酬総額を開示しています。2020年度に支払った報酬等は次の通りであります。
1．取締役（社外取締役を除く）234,132千円
2．監査役（社外監査役を除く）15,000千円
3．社外役員 45,800千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その内容の概要は以下の通りです。

1．取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針
　取締役の個人別の報酬等に関しては、固定報酬と会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬から構成するものとし、固定報酬に関しては、各取締役の職責や役位に応じて支給する。

2．取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針
　業績連動報酬に関しては、定量評価および定性評価のそれぞれの基準によるものとする。定量評価の基準としては売上収益、営業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益、並びに経営指標として定める営業利益率および親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）の年度ごとの達成状況にて評価する。
　一方、定性評価の基準となる各取締役の経営への貢献度については、期首に各取締役が設定した重点施策に対し、その達成状況を短期･中長期それぞれの視点から総合的に評価する。

3．上記1．の報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
　業績連動報酬の額は、固定報酬の額の40%を上限とし、各取締役の職責や役位に応じて取締役ごとに設定する。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることを鑑み、固定報酬のみとする。

4．取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
　毎月現金で支給するものとする。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者への委任に関する事項
　取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会にて決議された金額の範囲内で、代表取締役社長上野剛史に決定を一任する。なお、当該一任された権限が適切に行使されるよう、取締役会による一任の決議は、毎年、行うものとする。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査部門、内部統制部門との連携の下、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部監査部門と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っています。これらを通して社外取締役、社外監査役の独立した活動を支援しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）取締役会は、当会社の経営に関わる重要事項の審議ならびに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督をおこないます。

（2）当社は、経営と執行の分離の観点から執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会が定める組織規程および職務権限規程に基づき、所管する各部門の業務を執行します。

（3）取締役会は、中期経営計画および年度計画を定め、当会社として達成すべき目標を明確化するとともに、各執行役員の所管する部門ごとに業績目標を明確化し、その進捗を執行役員会で定期的に報告させ、執行役員の業務執行を監督します。

（4）会社業務の執行に関する重要事項の審議・決定および取締役会の事前審議機関として、社内取締役および常務執行役員以上で構成する経営会議を原則毎週1回開催し、各部門の業務執行、予算執行の適正化ならびに意思決定の迅速化を図ります。

（5）監査役会は4名のうち3名が独立役員としての要件を満たした社外監査役であり、うち2名を独立役員として指定しております。社外監査役は、専門性があり、当社の経営をその専門的知識や経験から監視、監査できる人材を選任しております。各監査役は、監査役会が定めた監査計画、監査の方針、業務分担などに従い、取締役の職務の執行を監査しております。なお監査役は、定例の監査役会において、相互に職務の状況について報告を行うことにより監査業務の認識を共有化しております。
監査役、監査室及び会計監査人は、各々の監査計画や監査状況に関して定期的に、または必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

（6）当社は、代表取締役社長直属の「監査室」（5名）を設置し、法令遵守、内部統制の有効性と効率性、財務内容の適正開示、リスクマネジメントの検証等について、各部門、工場、グループ会社などの監査を定期的に実施し、チェック・指導する内部監査体制をとっております。また、財務報告に係る内部統制監査を担当部門と協議、連携の上実行するほか、監査役会及び会計監査人並びにコンプライアンス・品質管理部と必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

（7）会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツに委嘱し、継続して会社法監査及び金融商品取引法監査を受けており、当社は正確かつ迅速な経営情報・財務情報の提供に配慮しております。
・業務を執行した公認会計士の氏名 指定有限責任社員 業務執行社員：三井　勇治、宇治川　雄士
・監査年数は7年を経過していないため、記載を省略しております。
・当社の監査業務にかかる補助者は、公認会計士5名、その他15名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっております。
さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、社外取締役3名を選任するとともに、監査役4名中の3名を社外監査役としています。社外取締役は、長年にわたる企業経営に基づく見識をもとに、取締役会に対して的確な提言と監視機能を果たしています。さらに、社外監査役はそれぞれ高い専門性を有し、その専門的見地から的確な経営監視を実行しております。
また、社外取締役及び社外監査役の6名はそれぞれ、当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、うち社外取締役3名と社外監査役2名を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。これらの体制により、十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当期は、定時株主総会開催日17日前の6月11日に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	第58回定時株主総会（2002年6月27日開催）よりインターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第63回定時株主総会（2007年6月21日開催）より機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	第71回定時株主総会（2015年6月25日開催）より、狭義の招集通知および参考書類を英文で作成し、TDnetで開示しております。
その他	・第77回定時株主総会（2021年6月28日開催）より、三菱UFJ信託銀行の提供するハイブリッド出席型バーチャル総会に対応した専用サイト（Engagement Portal）を利用しており、同サイトを通じて事前質問や当日のライブ視聴、質問および議決権行使が可能となっております。 ・招集通知をカラー化し、株主がスムーズに理解、判断いただけるよう工夫しています。また、招集通知のコンテンツの一部をWeb化し、スマートフォンやタブレットなど多様な環境で快適に閲覧できる「スマート招集」サービスを開発し、自社でも導入しています。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	制定し、ホームページに掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	コロナ禍で会場集客型のイベント開催が困難な社会情勢を勘案して、個人投資家向けのオンラインIRイベントに定期的に出展し、社長や担当役員によるプレゼンテーションを行っています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（5月、11月予定）、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、決算説明動画の配信を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	■IR情報サイトへの掲載内容（概要）は以下の通りです。 ＜日本語＞ 1．経営戦略・経営方針、中長期経営戦略、中期経営計画等。 2．個人投資家向けサイト：事業概要、特徴・強み、歴史等。 3．業績・財務状況サマリー：四半期報告（サマリーグラフ・財務諸表）、10年サマリー 4．各種IR資料：有価証券報告書、四半期報告書、決算短信（含む各四半期）、株主総会招集通知、株主通信、適時開示資料、アナリスト向け決算説明会資料および動画、個人投資家向け説明会資料等。 5．株主還元の状況：配当・自己株式取得・株主優待。 6．その他：株価、IRカレンダー、ディスクロージャー・IRポリシー等 ＜英語＞ 1．上記1～3、5～6（株価を除く） 2．上記4のうち、重要な適時開示書類、決算短信、四半期決算短信、株主総会招集通知（要約）、決算説明会資料 ■単なる書類の羅列ではなく、業績グラフや様々なチャート、画像、動画などを用いて個人投資家の方々をにとってわかりやすいIRサイトを目指しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長室	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・経営理念にPROsocialを掲げ、「社会との共生」を重要な価値と定めています。 ・また、社会・環境行動基準に「フェア＆オープン」を掲げ、お客様、株主、投資家、取引先、社員、そして社会に対して常に公平、公正であるとともに、コミュニケーションを重視し、適切な情報開示を行うことを定めています。 ・加えて、社員については当該行動基準に「人権と人財の尊重」を掲げ、当社グループ内外の人権と社員一人ひとりの個性を尊重することも定めています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	2008年7月にＣＳＲ推進委員会を発足し、全社各部門の推進委員の参加によって、「お客様満足度の向上」「情報セキュリティ」「コンプライアンス」「コーポレートガバナンス」「フェア＆オープン」「人権と人財の尊重」「社会貢献活動」「環境保全活動」の8テーマを掲げ、方針の浸透と社員の理解、行動促進のための活動を企画、推進しています。 ・環境面では、工場におけるISO14001の運用を通じたゼロ・エミッションの追求や、環境配慮型素材（ＦＳＣ認証用紙、ベジタブルインキ等）の使用の促進、オフィスでの省エネルギーの取り組みを推進しています。 ・社会貢献の面では、2006年10月に「プロネクサス総合研究所」（現・ディスクロージャー調査研究部）を設立し、企業ディスクロージャーの研究活動を行うとともに研究成果を社会に還元しています。2009年からは毎年「プロネクサス懸賞論文」の募集を行っているほか、大学において当社コンサルタントが講師をつとめる「寄付講座」を開催するなど、事業活動に即したディスクロージャー・IR研究・教育の支援を行っています。 ・またこれに加えて国際援助団体や環境NGO等への寄付や支援活動、国内外の大きな災害発生時の義援金寄付等の活動を行うとともに、地域貢献の観点からボランティア活動への参加や、学校、幼稚園、NPO法人への寄付、支援活動等を行っています。 ・このほか、自治体、環境NGOとの協同事業として「プロネクサスの森」を山梨県道志村に設置し、森林資源保護活動を社員参加で実践しています。 ・障がいを持つ方々のアート作品の展示や自社カレンダーへの採用、アスリート団体への寄付など、障がい者支援の活動も行っています。 ・自社のＣＳＲの取り組みを統合報告書で紹介するとともに、Ｗｅｂサイトで公開しています。 ・世界の潮流となっているＥＳＧやＳＤＧｓの動きに対応し、IR支援会社としてのナレッジ向上と社員啓発の目的を兼ねた、社員向けのセミナーやプロジェクトをＣＳＲ推進委員が主体となって推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	・社会・環境行動基準としての重要指針「フェア＆オープン」を定め、お客様、株主、投資家、取引先、社員、そして社会に対して常に公平、公正であるとともに、コミュニケーションを重視し、適切な情報開示を行うこととしています。 ・また投資家に対してはディスクロージャーポリシーおよびIRポリシーを定め、適切に実行しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（1）内部統制システムについての基本的な考え方

当社の役割は、ディスクロージャー・IR実務に関する情報加工サービスの専門会社として、お客様から投資家への適正な情報開示を総合的に支援することを通して、投資家の適正な企業価値評価と投資行動を促進し、お客様各社の資金調達と成長戦略を支援することにあります。その結果、資本市場の健全な成長に寄与し、ひいては経済、社会の発展に貢献することが、当社の社会的使命です。この使命実現のために定めた経営理念と、経営理念に基づく「社会・環境行動基準」、「ＰＲＯＮＥＸＵＳ行動基準」のふたつの行動基準によって、企業市民と事業会社の両側面から経営のあり方を明確化しております。なかでも当社は開示前の機密情報を取り扱うことから、「社会・環境行動基準」に「法令遵守と機密保持」と「フェア＆オープン」を重要な基準として掲げております。この「社会・環境行動基準」に基づき「内部統制システムの基本方針」を定め、コンプライアンス委員会の設置、リスク管理統括部門の設置、業務執行の効率性と適正性の確保、内部監査の実効性確保等、コーポレート・ガバナンスの骨格を明確化しております。

（2）内部統制システムの整備状況

1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
-1 当社の社会的責任および企業倫理を果たすため、経営理念にもとづく「社会・環境行動基準」を定め、当社の役員および従業員（以下、社員等という。）に周知徹底させる。
-2 全社のコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス推進部門を設置し、関連規程を整備するとともに、社員等に対し、マニュアルの配布・教育等を定期的におこなうことで、コンプライアンスに対する意識の維持・向上を図る。
-3 第三者機関による内部通報制度を導入し、不正行為等の早期発見、是正に努める。
-4 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

2）取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る重要な意思決定および報告等に関する情報は、「文書管理規程」等社内規程にもとづき、保存および管理するものとする。

3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
-1 当社は、「リスク管理規程」にもとづき、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに対し、未然防止、再発防止および迅速な対応に努めるものとする。
-2 社員等は、リスクを認識した際、その情報内容および入手先等の情報を迅速かつ正確にリスク管理統括部門である総務部へ報告する。
-3 自然災害など緊急かつ重大なリスク発生時に、早期の事業再開および可能な限りのリスク低減を目的として「事業継続管理規程」を定め、当社事業の継続を確保するための体制を整備する。

4）取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
-1 取締役会は、当社の経営に関わる重要事項の審議ならびに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督をおこなう。
-2 当社は、経営と執行の分離の観点から執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会が定める組織規程および職務権限規程にもとづき、所管する各部門の業務を執行する。
-3 取締役会は、中期経営計画および年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化するとともに、各執行役員の所管する部門ごとに業績目標を明確化し、その進捗を執行役員会で定期的に報告させ、執行役員の業務執行を監督する。
-4 業務執行に関する重要事項の審議・決定および取締役会の事前審議機関として、社内取締役および常務執行役員以上で構成する経営会議を原則毎週1回開催し、各部門の業務執行、予算執行の適正化ならびに意思決定の迅速化を図る。

5）会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
-1 当社は、経営理念および「社会・環境行動基準」にもとづき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
-2 当社は「プロネクサスグループ基本規程」にもとづき、各グループ会社の状況に応じて必要な管理をおこなう。また、各グループ会社の経営成績その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
-3 内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査をおこなう。

6）監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
-1 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、必要な人員を配置する。また、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。
-2 当該使用人の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

7）当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
-1 当社および子会社の社員等は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または社員等による違法もしくは不正な行為を発見したときは、しかるべき手順にもとづき、速やかに監査役に報告する。
-2 監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社および子会社の社員等に求めることができる。

8）上記7）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
社員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

9）当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
-1 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388 条にもとづく費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
-2 監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

10）その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

-1 社員等の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
-2 社長との定期的な会議（意見交換会など）を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会・環境行動基準において、暴力団対策法等の趣旨に則り、反社会的勢力からの不当な要求に応じたり、反社会的勢力を利用するなどの行為を行わないことを遵守事項として定めております。

（2）反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は不当要求に対する対応統括部署として、本社総務部が中心となり担当しております。また、全社に係る不当要求防止責任者は総務部長が担当し、各支店・営業所等の事業場については、各拠点の総務部門の責任者あるいは所長等が各事業場の責任者を兼ねております。

2) 外部の専門機関との連携状況

管轄警察署担当係官並びに弁護士等の専門家とは、平素から緊密な連携を保ち、相談、助言、指導等を受けております。

3) 反社会的勢力排除に関する情報の収集・管理状況

当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び管轄警察特殊暴力防止対策協議会に加入し、これらの主催する講習会等に積極的に参加し、情報収集にあたるほか管轄警察署及び同担当係官との連携により得られた情報に基づき、反社会的勢力に関する最新情報を総務部において管理しております。

4) 今後の整備に係る課題

当社は、対応統括部署とコンプライアンス推進部門が連携し、対応マニュアルの整備と教育、研修活動を2008年度より実施しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

(1) 導入に当たっての考え方 (基本方針)

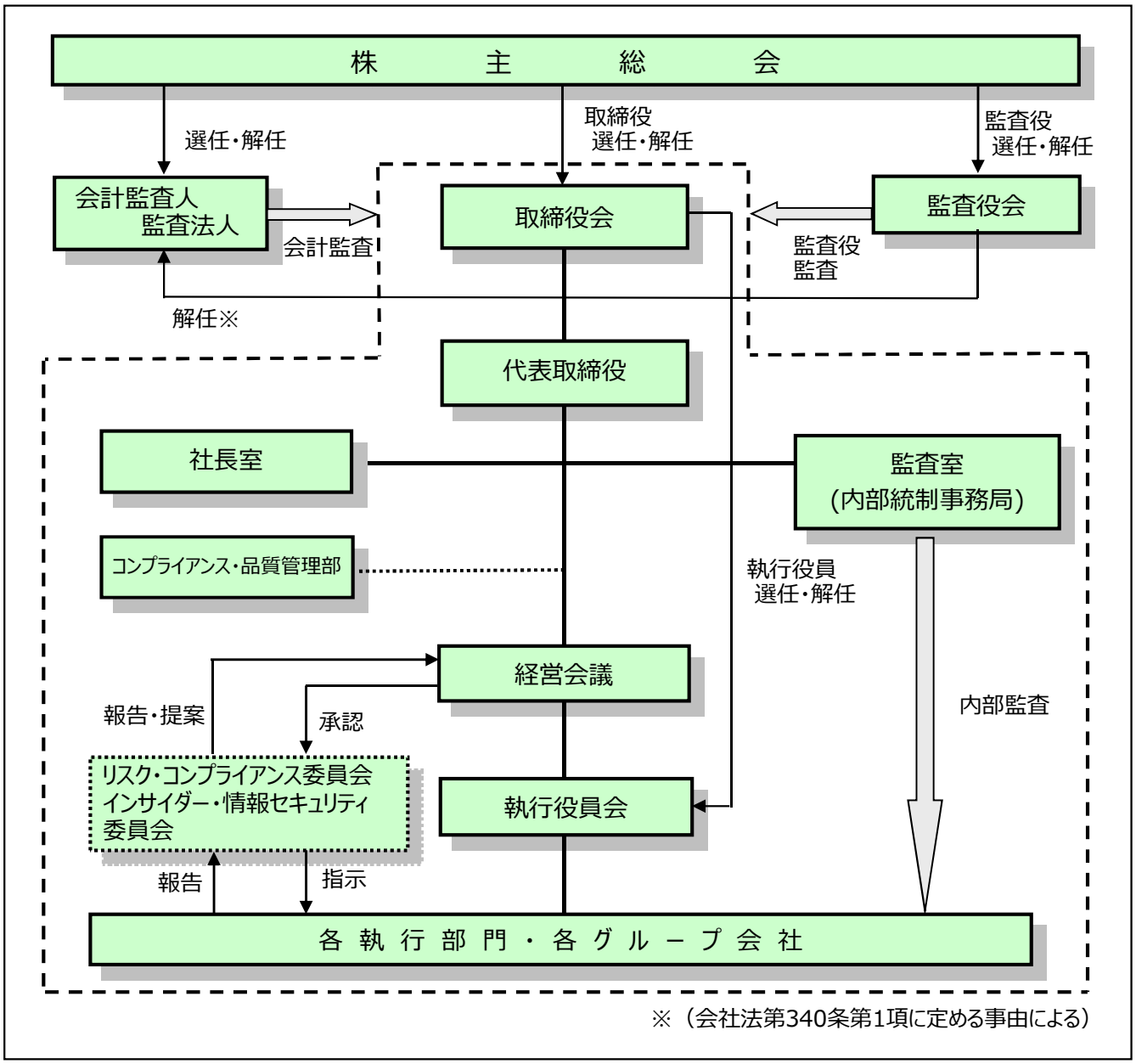
当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保･向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えております。
ただし、株式の大規模買付提案のなかには、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をなされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。
そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。
こうした観点に立ち、企業価値･株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、大規模買付提案に対する適切な検討、判断を行うための手続き、ルールを定めることが必要と考えております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2008年４月30日開催の取締役会において導入し、直近では2017年６月28日開催の当社定時株主総会において承認をいただいた「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」につき、2020年５月14日開催の取締役会決議にもとづき、継続することを決定いたしました。また、2020年６月24日開催の当社定時株主総会に付議し、承認をいただいております。
詳細につきましては、下記アドレスから2020年５月14日付開示資料をご参照ください。
(当社ホームページ) https://www.pronexus.co.jp/news/disclose.html

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――


株　主　総　会
選任・解任
取締役
選任・解任
監査役
選任・解任
会計監査人
監査法人
会計監査
取締役会
監査役会
監査役
監査
解任※
代表取締役
社長室
監査室
(内部統制事務局)
コンプライアンス・品質管理部
執行役員
選任・解任
経営会議
報告・提案
承認
内部監査
リスク・コンプライアンス委員会
インサイダー・情報セキュリティ
委員会
執行役員会
報告
指示
各 執 行 部 門 ・ 各 グ ル ー プ 会 社
※（会社法第340条第1項に定める事由による）

当社の適時開示業務プロセス

情報の種類

①決定事実に関する情報

②発生事実に関する情報

③決算に関する情報

